

令和3年2月9日

一般社団法人 日本貿易会 御中

財務省関税局

業務課長 奈良井 功

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響を受ける
通関業者との取引に関する一層の配慮等について（依頼）

我が国において初めて新型コロナウイルス感染症の感染が確認されてから1年が経過し、事業や取引等への影響を受ける事業者が増加しており、昨年末以後、同感染症の急速な感染拡大がみられ、再び緊急事態宣言が出される中、事業等への更なる影響が懸念されるとの相談が通関業者から寄せられています。

そのような中、貨物の輸入通関手続を代行する通関業者と輸入者との間において、通関業者が輸入貨物の関税、内国消費税等を輸入者に代わり一時的に支払う（立替払いする）ことが商慣習として行われている場合において、中小規模の通関業者を始めとして、そのような立替払いに係る負担が重くなっているとの声が寄せられています。

このような立替払いは、輸入者と委託先の通関業者との間の関係や取引方法によっては、優越的な地位を利用した不公正な取引となる場合があります。

経営基盤の弱い通関業者に対する負担を最小限とするため、輸入者自らが輸入貨物の関税、内国消費税等を納付することにより通関業者が立替払いをする機会を失くすことも有効な手段の一つと考えられ、財務省関税局では、輸入者自らが関税等を納付しやすくするための制度を用意しています。

つきましては、貴団体におかれましては、所属の会員企業に対して、上述の通関業者の声を踏まえ、委託先の通関業者との取引に対する一層の配慮を依頼するとともに、別添の「関税等を輸入者自ら納付する際の便利な方法」について周知いただくようお願いいたします。

関税等を輸入者自ら納付する際の便利な方法

1. 納期限延長制度

貨物の輸入者は、その貨物を輸入する日までに関税、内国消費税等を納付することとされていますが、その関税、内国消費税等の額に相当する担保（銀行の保証書等）の提供を条件に3月以内の納期限の延長を受けることができます。

また、特定の月にされた輸入申告に係る関税、内国消費税等の合計額について、一括してその月の末日の翌日から3月以内の納期限の延長を受けることができます。

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響を受ける輸入者を支援するため、納期限の延長期間を3月から更に延長する措置を講じております。

(参考)

- 関税等の納期限延長制度の概要

https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/imtsukan/1302_jr.htm

- 「新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響についての特定災害の指定並びにこれにより相当な損害を受けた地域の指定に関する件」(財務省告示第百二十二号)

<https://www.customs.go.jp/kaisei/kokuji/2020kokuji/2020kokuji0122.pdf>

2. リアルタイム・オンライン口座振替による納付

輸入者があらかじめ指定した一般口座から、自動的に関税等の納付をすることが可能であり、輸入申告の都度の納付手続が不要となります。

(参考)

- リアルタイム口座振替方式（ダイレクト方式）の導入

https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/mpn/mpn_direct.htm

3. マルチペイメントネットワークによる電子納付

インターネットバンキングやATM等を利用して関税等の納付をすることができます。

(参考)

- 関税・消費税等の納付に係るマルチペイメントネットワーク対応について

https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/mpn/mpn_gaiyou.htm